

## 地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費（人件費以外）に充てることとされています。

平成27年度の地方消費税（社会保障財源化分）の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分）

131,181 千円

【歳出】地方消費税（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

1,838,997 千円

（単位：千円）

区 分	平成27年度 決算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交 付金（社会保 障財源化分）		
民生費	社会福祉費	917,962	97,427	820,535	262,141	192,018	1,209	365,167	26,048
	老人福祉費	759,306	29,001	730,305	4,828	60,186	7,214	658,077	46,943
	児童福祉費	1,435,688	128,008	1,307,680	505,544	214,668	94,332	493,136	35,177
衛生費	保健衛生費	443,744	110,696	333,048	572	1,717	8,142	322,617	23,013
合 計		3,556,700	365,132	3,191,568	773,085	468,589	110,897	1,838,997	131,181

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各区分の一般財源額で案分